

民泊解禁、政府内に溝

民泊を巡り政府内では議論が白熱

厚労・国交省の有識者会議 ○ 「簡易宿所」の基準緩和	旅館業法で営業許可？ ×	規制改革会議 届け出制などで緩やかな監視
国交省 ○ 「専ら住宅として使用」の規約があれば	マンション管理規約の改正必要？ ×	国家戦略特区の会議の民間議員 「住宅」で可能との見解で不要
政府 ○ 観光立国に有益	民泊に積極的？ △	旅館業界 テロの温床になりかねず

旅館業法 適用か否か

厚労・国交省

「営業許可必要」

規制会議

「普及へ除外を」

一般住宅に有料で旅行者らを泊める「民泊」の解禁を巡り、厚生労働省と国土交通省の有識者会議は12日、部屋の貸し手に旅館業法の営業許可の取得を促す対策案を了承した。両省はこれを踏まえ、具体的な話めに入る。ただ政府の規制改革会議は同法の適用除外にすべきとの立場。国家戦略特区での民泊を巡ってはマンション管理規約の扱いで国交省と特区側の溝が深い。政府内の調整は曲折がありそうだ。

管理規約でも対立

民泊サービスを繰り返して提供する貸し手は旅館業法の営業許可が必要。インターネット仲介を通じて普及する民泊の大半の貸し手は許可を得ていない。訪日外国人の急増による大都市のホテル不足を背景に崩壊して違法状態が続いている。今回の旅館業法の枠組みによる許可を出す方式に、法改正は必要ない。カプセルホテルなどの「簡易宿所」の面積基準

を懸念している。だが12日の厚労・国交省有識者会議では「民泊は旅館業法の旅館業にあたることは否定できない」とくぎを刺す意見が出た。一方、国家戦略特区では旅館業法の適用を外す特例で民泊を認める制度があり、東京都大田区で来月から実質的にスタートする。これを巡っても政府内で温度差がある。マンション管理規約には一般に「専ら住宅として使用する」との規定がある。住宅行政を管轄する国交省は民泊は「住宅」に当たらないとの立場。特区で民泊を実施するには規約の改正が必要との通達を昨年12月に自治体などに出そうとした。しかし国家戦略特区の会議の民間議員の猛反発にあり、通達は出ていない。民間議員は民泊は「住宅」であれば可能との立場。国交省の言い分による管理規約の改正は必要ないとの見解だ。国交省は今

後も説明に努めていきたい(石井啓一 国交相)との姿勢だ。政府全体としては観光立国に向けて民泊に積極的。これに対し慎重なのが旅館業界だ。強力なライバルを恐れたことだが厚労・国交省の有識者会議では「テロ犯罪者の格好の宿泊施設となり得る」「設備費用がかかる旅館やホテルと民泊の不公平な競争条件を是正すべきだ」とけん制している。

中期的にはネット中介業者への規制も議論に